

になりませんか?

岩手県では、農薬の安全で適正な使用を普及・推進するため、農薬を取り巻く状況や法律上の扱い等の基本的な知識を、販売者や使用者に周知する機会を提供し、農薬の安全使用・適正管理に関して一定の知識を有する方を「岩手県農薬管理使用アドバイザー」として認定しています。

農薬に関する様々な専門分野について、この機会に正しい知識を学び、あなたも「農薬管理使用アドバイザー」として、地域の人や農薬を購入する人に対して正しく安全な使用方法を広めませんか。

★どのような人がなれますか?



県内に勤務または居住する満 18 歳以上の方を対象とします。

これまで、農薬販売者、JA・NOSAI・ゴルフ場・産直組合等の関係者、防除業者、農業者など、農薬の使用に関わる様々な分野の方を認定しています。

★どうすれば認定されますか?



養成研修受講後の試験で70点以上(100点満点)取得した方が認定されます。なお、薬剤師や防除指導員、農薬安全コンサルタント等の有資格者は試験免除となります。 認定期間は、研修受講年度の翌年度の4月1日から3年間となります。

【岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修会の開催概要】

例年、以下のような内容で開催しています。

- 1 開催日時・場所 (例年)
- (1) 開催日:1月中~下旬頃

時 間:研修 9:30~15:40、認定試験 15:50~16:50

※研修受講後に認定試験が行われます。

- (2)場所:県央部1ヶ所、県南部1ヶ所
- 2 お申込みについて

受講には事前申し込みが必要です。例年、9月下旬頃に県庁ホームページに 受講案内を掲載しますので、申込書等を入手してお申し込みください。(例年の申し 込み締め切りは11月末頃です。)。なお、認定要領や過去の試験問題は県庁のホームページ から入手できます。

※ 岩手県HP > 産業・雇用 > 農業 > 農業技術情報 > 農薬及び肥料 > 岩手県農薬管理使用アドバイザーについて と進んでください。

> (問い合わせ先) 岩手県庁 農林水産部 農業普及技術課 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 電話: 019-629-5656